

鴨川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第8号

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成17年鴨川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。